

合理的配慮に関する諸課題 ーシラバス、オンラインー

2023年11月6日 障害のある学生の修学支援に関する検討会（第7回）

筑波大学人間系 准教授

筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局 業務推進マネージャー

佐々木 銀河

E-mail: sgalaxy@human.tsukuba.ac.jp

第二次まとめにおける「シラバス」に関する言及

6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

- 3つの方針（アドミッションポリシー，カリキュラムポリシー，ディプロマポリシー）やシラバス等の明確化・公開により，教育の本質を可視化することで，大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供するとともに，合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にする。特に，シラバスに授業の目標，内容，評価方法を明記することは，授業選択の手掛かりとなるばかりでなく，障害のある学生が大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討する上でも重要な情報となる。
- （中略）その際，支援の在り方について事前に検討できるよう，試験の形式や，評価基準について，シラバス等に明記する。

現在の課題（個人的な意見）

- 大学等における教学マネジメントでは障害学生支援部署が関与していない場合が多く、合理的配慮や障害学生の存在が想定されず、場合によって間接差別につながる記載もあるのではないか？
- 合理的配慮は個別に行われる変更・調整であるため、上記の内容を充実しても、合理的配慮が必要かどうかを学生が判断できるとは限らないのではないか？
- 学生側にとっては選択肢のない授業もあり、「その授業で」障害学生にどのように対応するかを示すことが重要ではないか？

合理的配慮を踏まえたシラバス

講義の形式等に関する情報

- レクチャー形式、ゼミ形式、フィールドワーク等
- 履修定員（大人数、少人数等）、履修対象（学年等）
- 履修学生による参加の程度（ディスカッション、プレゼンテーション、ディベート等の有無）
- 板書やスライドの活用の程度 ※量・頻度を含む
- 授業環境（バリアフリーの状況、固定席・自由席、授業中に移動が伴うか等）

教材に関する情報

- 教科書、参考書の活用状況
- 資料の活用状況（媒体、配布の有無・方法、言語等）
- 配布資料の内容（文章、写真、イラスト、数式、図表、地図等）
- 視聴覚教材の活用状況（音声教材、映像教材等）※使用頻度を含む

評価に関する情報

- 授業の本質（到達目標、評価基準等）
- 評価方法（小テスト、提出物、中間・期末試験、レポート等、それぞれの有無や形式）

どの程度、これらの観点が生徒に反映されているか、点検されていない？

海外の例：シラバス・ステートメント

Syllabus Statements (SS)

- シラバスにおける障害やAccommodation（合理的配慮）に関する宣言・記述
(Strimel et al., 2022)
- 米国では、シラバスの記載項目の1つとして義務づけられている
- どのように教員が書いたら良いか、障害リソースオフィスがサンプルや指針を示していることが多い
- 日本でも一部の大学では、自主的に導入されている

例えば・・・

- 学生のニーズに関連した適切な配慮を行うこと
- 合理的配慮を受けるにはどこに行けば良いか
- 障害リソースオフィスへの連絡が必要であること
- 障害学生が教員とコンタクトを取るよう推奨する など

海外の例：シラバス・ステートメント

海外での導入状況調査

- 2023年10月10日に、QS世界大学ランキングの米国上位30大学におけるシラバス・ステートメントの有無を調査
- 結果：100% (30/30) の大学において記載あり
- 記載例は大学ごとに様々で、大学ごとや授業担当教員ごとのアレンジが可能
- 複数のテンプレートを示して、授業担当教員が選択できるようにしている

例：マサチューセッツ工科大学（MIT）

- MIT は平等なアクセスの原則に取り組んでいます。障害への配慮が必要な学生は、Accommodationの申請が評価され、タイムリーに対応できるよう、学期前または学期の初めに障害アクセスサービス（DAS）に相談することが推奨されます。障害がありAccommodationを利用する予定がない場合でも、DAS のスタッフに会い、サービスやリソースについてよく知ることをお勧めします。連絡先情報については、DASのWeb サイトをご覧ください。

オンラインと合理的配慮

佐々木個人による論考(2022年9月6日)

- 【情報まとめ+私見】オンライン受講は合理的配慮になるのか？
- <https://successability-lab.com/news/778/>

コロナ禍で出現した2つのトピックス

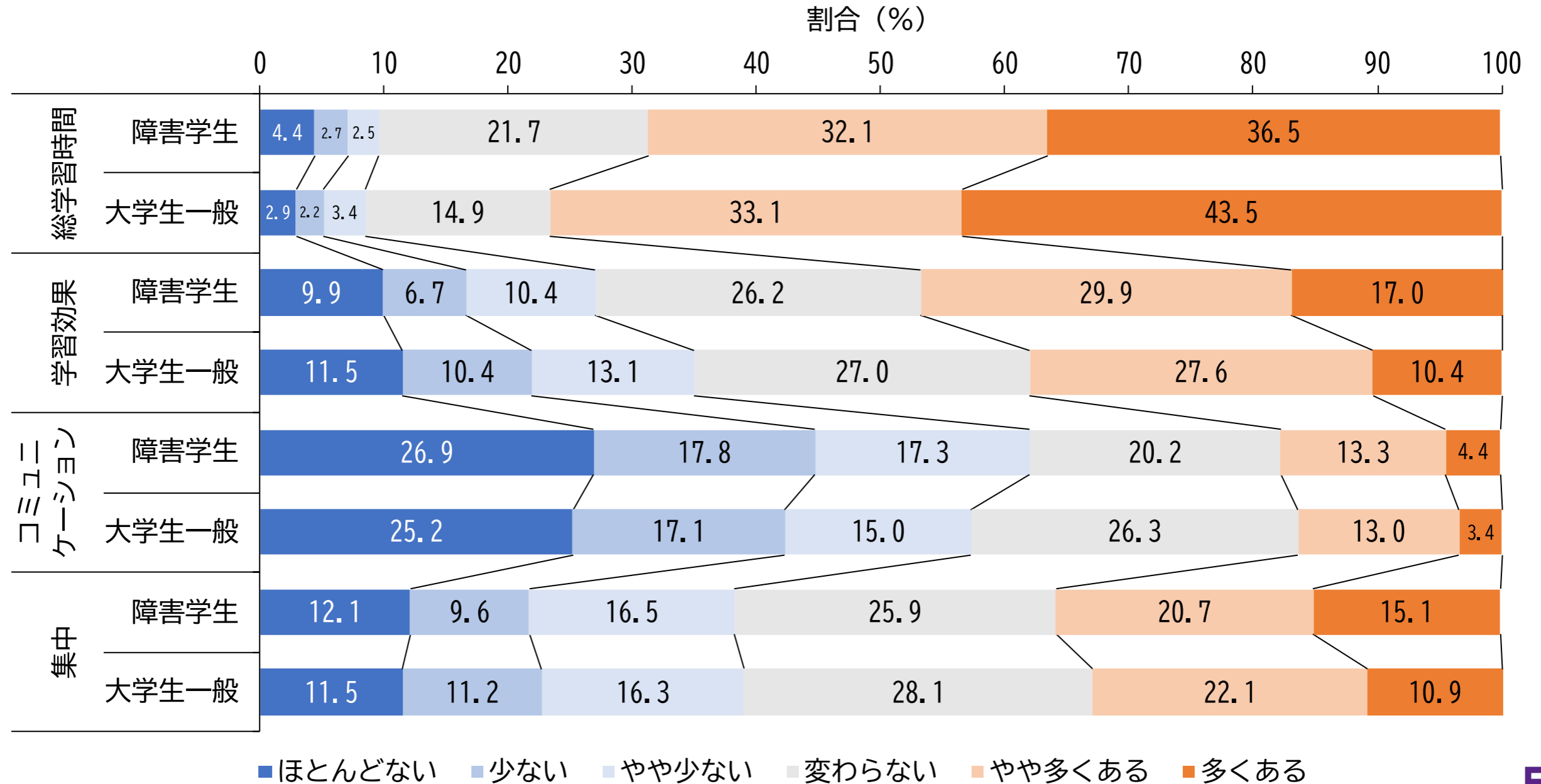
1. オンライン授業における合理的配慮や授業設計

- JASSO 令和2年度 障害のある学生への修学支援における学生本人による効果評価に関する調査研究（プロジェクト研究）
- https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_project/2020project/index.html

2. 合理的配慮として対面授業をオンラインで受講すること

- 海外（米国）の状況：OCR LetterとUCLAにおけるRemote Attendance Guide
- 筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局（BHE）における状況

オンライン授業における学習状況の変化



オンライン授業に対する障害学生からの声（高評価群）

オンライン授業では配慮を依頼する必要がなくなり、他の学生と同じ条件の下で学習を進めることができるから。[視覚障害（盲）]

字幕がついていると情報量が多いので助かるため、知識を提供するタイプの講義は動画配信型の方が情報量が多いし、自分のペースで字幕を見ることが出来るので楽しかった。特にディスカッションはチャットのみでいつもより参加出来ていると感じられたため。[聴覚障害（聾）]

通学しないことにより、天候の心配、車椅子の充電の心配をしなくてよいこと、音量を自分の意思で変更出来るため、授業の際に聞き取れないことへの心配をしなくて良いことにより、気疲れしない、安心できることが大きな理由である。[肢体不自由（上下肢機能障害）]

授業参加のハードルが下がり、今まで出席が足りずに落としてきた単位が多くあったのが、今年度はなくなりました。授業参加がしやすくなったことで理解も深まり、勉強の楽しさも分かるようになって学習意欲も増し、大学で最も勉強できた年となりました。[発達障害（ADHD：注意欠如・多動症）]

今まで資料の配布や課題提出が私だけ個別対応だったものが、一斉配信となりその必要がなくなったことがとても学習しやすい環境だと感じたため。[発達障害（SLD：限局性学習症、学習障害）]

睡眠リズムが崩れやすいため、決まった時間（特に早朝）に通学して授業を受けるよりも、オンラインで授業を視聴する方が身体的にも精神的にもはるかに負担が少ないため。[精神障害（摂食障害、睡眠障害等）]

オンライン授業に対する障害学生からの声（低評価群）

オンライン授業では、資料や動画を見返せたり、自分のペースで学習できたり利点もあるが、私は友達と一緒に学ぶ空間が好きだし、分からないことなどその場ですぐに聞けるので対面授業の方がいいです。[視覚障害（弱視）]

前期で教師がなれていないのは仕方ないが、後期でも動画状態や資料状態はほとんど改善されず、これが続くのであれば学生の習熟度は大きく落ちると思うから。[聴覚障害（難聴）]

まず教員が自分の存在を認識すらできず、合理的配慮を行う機会そのものがない。さらに一方的に講義が進行し、質疑応答の時間もなく、メールも無効にされているため、疑問点を解消することもできない。[発達障害（ASD：自閉スペクトラム症）]

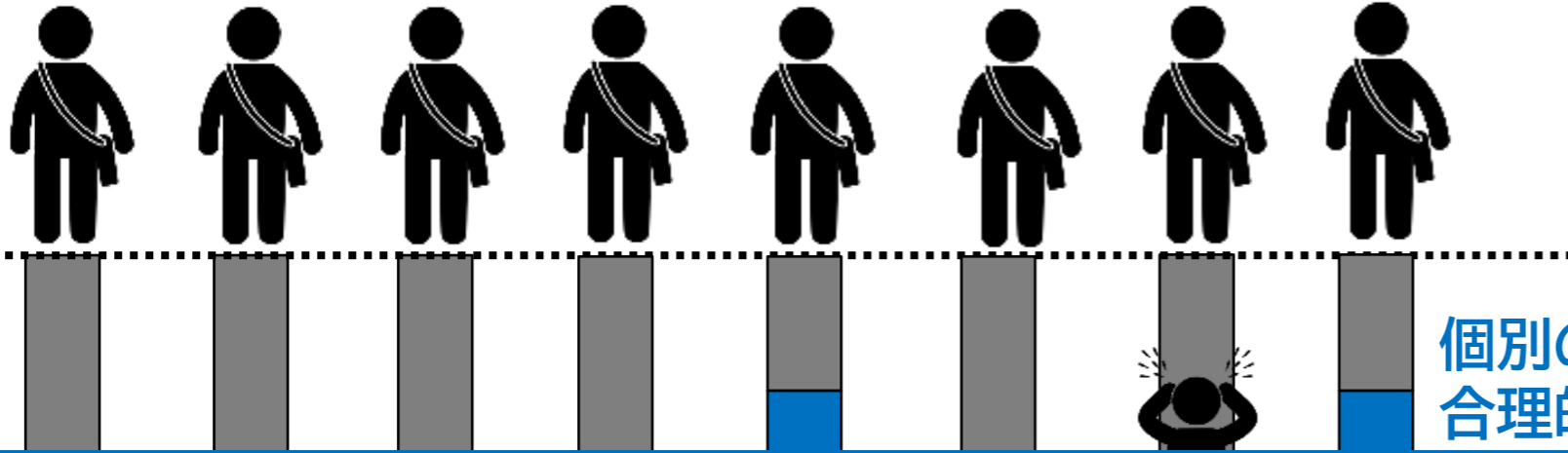
私は対面型授業の方が集中しやすく、教授とも直接交流が出来るため、薬のことや体調などの情報交換が行いやすい。[精神障害（うつ病、双極性感情障害等の気分障害）]

対面授業に比べて課題などのやることが圧倒的に増えている割には学習効果は対面授業と同じかそれ以下の授業が多く感じるため。[精神障害（摂食障害、睡眠障害等）]

対面の授業であれば、いつも前の方で授業を受けることができ、リアクションが先生に伝わりやすいが、オンラインは質問のタイミングもわからないし、自分の表情や状況も伝わらず、授業についていけなかった。[診断無+傾向有：発達障害（ASD：自閉スペクトラム症）]

合理的配慮としてのオンライン受講

公平に参加できる状態



個別の
合理的配慮

事前的改善措置（≡ユニバーサルデザイン）

不特定多数の障害学生を想定した環境の整備

COVID-19の感染拡大により
障害の有無にかかわらずオンライン授業が
提供されることとなった
（合理的配慮としての実現可能性の向上）

コロナ禍以前から
障害学生への合理的配慮の
選択肢として
検討・実施されてきた

（例：運動障害、発達障害、精神障害）

日本学生支援機構「障害学生に関する紛争の防
止・解決等事例集」

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsushien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

「授業の本質的変更」や
「実現可能性」を理由に
提供されない例も多かった

対面授業が再開されても
オンラインでの受講は
合理的配慮になりうる？
※授業の本質を変更しない範囲で

海外の例（OCRからのチェンバレン大学への通知）

合理的配慮としてのオンライン受講に関する通知（2021年8月16日）

概要

- 看護学校。多発性硬化症のある学生A。自身の障害に関連して新型コロナウイルス感染症の罹患患者との接触を避けるように主治医から指摘されていたが、学生Aが配属予定の病院では、その保証ができない状況であった。学生Aは「障害に関する治療を受けるため、その期間、オンラインでの講義と臨床実習を受けること」を合理的配慮として申請
- 学部長や障害学生支援部署との会議の中で「実地学習は本質的要素であり、実際に学生の技能を見ることが必須であること」「所在地では新型コロナウイルス感染症の規制が緩和され、オンラインによる機会提供を行わなくなったこと」が確認された。結果、申請が合理的ではない (unreasonable) として、合理的配慮を認めないことを学生Aに通知した
- 学生Aは障害の治療を遅らせて学内臨床実習を受けることにしたが、OCRに苦情申し立てを行った

米国教育省公民権局（OCR）の指摘事項（Letter）

- 学生Aの苦情申し立ては「解決すべき問題である」であり、大学は改善に向けての組織的対応が求められた
- その理由として「対話的プロセス (interactive process) が確認できなかった」ことが指摘
 - 例えば、学生Aからの申し立てについて話し合いは行っていますが、適切な合理的配慮の案が検討された根拠がないとされている
- ただし、あくまでも対話的プロセスの問題であり、大学は必要不可欠 (essential) な要素があるなら、それを学生に適切に説明し、代替案を検討すればよい
 - つまり、全ての授業でオンライン受講に対応することは求められていないと捉えて良い

海外の例 (UCLA Center for Accessible Education)

Q : CAEはAccommodationとしてのRemote Accessを評価するために、どのような情報を必要としますか？

1. 学生との専門的な関係性（例：治療の種類、関係の長さ/歴史）を説明すること
2. 医学的/精神保健上の診断を確認し、ADAの定義する障害の定義を満たしていること
3. 障害の性質と程度が、推奨されるAccommodationの必要性にどのように直接関係するかを具体的に述べた記述があること
4. Remote AccessというAccommodationを勧める場合は、学生が直接、授業に参加することを再開できる終了予定日を含めること
5. Remote Accessと障害との関係について説明すること
 - 他の学生と比較して、この学生がキャンパス内にいる場合、どのような重大な悪影響に直面するか？
 - Remote Accessは、他の軽減策では達成できないような方法で、オンライン授業を受けることでの典型的な利点を超える方法で、これらの悪影響をどのように軽減するか？
 - 学生が効果的に学業に参加し、その恩恵を受けるためには、Remote Accessが不可欠であると考えるか？

海外の例 (UCLA Center for Accessible Education)

Q：CAEは、どのようにして学生がRemote AccessのAccommodationを受けられる資格があるかどうかを判断するのですか？

- 学生からRemote Accessに関する要望があった場合、CAEは、学生の障害の性質および程度により、そのAccommodationが必要であることを証明するための追加情報および書類を要求します。どのような情報や書類を学生に要求するかについては、「Remote Access Accommodation Guide for Students」をご覧ください。最も重要なことは、学生の障害の性質や程度が、より合理的で適切と考えられる他のAccommodationを図ることで、改善できるかどうかをその時点で判断することです。例えば、教室の調整や、障害に関連した理由による欠席のような他の柔軟なAccommodationを図ることなどです。

海外の例 (UCLA Center for Accessible Education)

Q : Remote Accessに関するAccommodationの決定を正当だと説明するために、どのような情報を提供するように求められますか？

- 学生がRemote Access Accommodationを受けると判断され、どの授業で利用したいかをCAEに伝えた後、Disability Specialistが講師と連絡を取り、下記の授業に関する具体的な情報を収集します。
 1. 授業形態：リモートまたはハイブリッド形式の授業を提供する予定であるか？
 2. 授業への参加要件：授業中に、講師と学生、または学生同士の交流が活発に行われているか（例：ディスカッション、インタラクティブな体験、問題解決）？
 3. 授業への物理的出席の重要性：シラバスに記載されている授業目標に不可欠なインタラクティブな要素を完了するために、学生が教室に物理的に出席する必要があるか？
 4. 授業のリモート機能：過去にハイブリッド/リモート方式での受講が許可されたことがあるか？
 5. 授業の学習目標：授業の学習目標は何か？教員は授業の最新のシラバスを提出する
 6. 代替科目：すでにリモート形式で開講されている代替科目はあるか？

海外の例（UCLA Center for Accessible Education）

Q：他の学生から、なぜその学生は遠隔地から参加できるのに自分たちにはその選択肢がないのかと問い合わせがあったらどうする？

- 学生のRemote Accessを認めると、すぐにこのような質問や問い合わせが起こることは承知しています。直接受講している学生にとっては不公平に思えるかもしれませんが、授業で採用されている遠隔授業の形態は、公平性を保つ目的で促進されていることを理解し、尊重する文化を作ることが重要です。講師は、自身の裁量で、担当する授業の形態を調整することが可能であり、様々な論理的または教育的な理由から必要性があることを再度説明することができます。学生からコースの遠隔オプションについて問い合わせがあった場合は、EメールでCAEに直接問い合わせるか、ホームページのスケジュールに基づいて毎週開催されるドロップイン・セッションに参加するよう勧めるのがよいでしょう。

日本の状況

大学設置基準における面接授業と遠隔授業（オンライン授業）

- 通学制では卒業に必要な単位数のうち、60単位までは遠隔授業で行える（いわゆる、60単位制限）
- 残り64単位分も主として面接授業を行えば、その一部は遠隔授業で実施可能（その場合は面接授業として計算）

文科省「大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドライン」

- ただし、全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講するよう求めている場合であれば、障害を有する学生等一部の学生個人の希望により、結果として当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合があるとしても、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、遠隔授業により修得する単位として計算する必要はない。

ただし、障害学生が「合理的配慮としてオンラインで授業受講すること」についての全国的な指針はない

<https://www.mext.go.jp/kaigisiryu/content/000234679.pdf>

筑波大学における対応状況（2022年度 秋学期～）

筑波大学 通知「障害を理由とした合理的配慮としてのオンラインによる授業受講について」

- <https://dac.tsukuba.ac.jp/shien/support/online/>
- 基本的に合理的配慮の考え方と同じ
 1. 障害学生個人のニーズが現実に存在すること
 2. 過重負担のない範囲であること
 3. 社会的障壁を実際に除去すること
 4. 障害学生の意向を尊重すること
 5. 他の学生との機会均等を実現するものであること
 6. 大学の本来の業務に付随する範囲で提供されるものであること
 7. 授業やサービス等の本質を変更するものではないこと

筑波大学における対応状況

基本的な検討・提供プロセス

1. 学生本人からの合理的配慮の申請（来室、メール、電話等）
2. BHEスタッフによる聞き取りと障害の状況を表す根拠資料の確認
 - 「障害学生個々のニーズの存在」 「社会的障壁の除去」 「意向尊重」 「本来業務付随」 「機会均等」 を中心に会議で審議
3. 教育組織との協議
 - 「非過重負担」 「本質変更不可」 を中心に協議
 - 特に、教育組織には「本質変更不可」について丁寧に説明
 - オンライン環境の整備が過重負担の検討事項に挙がる場合には、BHEのピア・チューターを派遣するなど大学としての支援体制を説明
4. 配慮依頼文書の作成と伝達、合理的配慮の提供

筑波大学における対応状況

2022年度秋学期～2023年度春学期までの状況

- 2022年度 秋学期の申請 11件
- 2023年度 春学期の申請 5件（2022年度と重複あり）

障害種別（機能障害）の分類 ※申請数であり実際には提供されなかった例を含む

- 精神障害 8件
- 発達障害 5件
- 肢体不自由 3件
- 病弱・虚弱 2件
- その他の障害 1件

一部、不提供となったもの

- 実験・実習において、実験や実験装置に実際に触れてもらう事が授業の本質となるため、オンライン受講ではそれが担保できないことから、当該実験・実習のみ不提供

学生より同意が得られた対応例2件を後述

合理的配慮としてのオンライン受講申請 対応例1

障害種別（機能障害）

- その他の障害

申請内容の要旨（対面授業の参加における社会的障壁）

- 対面授業の実施が急遽決まり、申請時点では居住地が遠隔地であったため、定期的な通院やリハビリテーションを受けている中で対面授業への出席が困難である。当該のリハビリテーションは永続的に必要な内容であるが、居住地のリハビリテーション施設の利用期限は年度末までであり、その後の利用施設は通学可能なエリアで検討中である。リハビリテーション施設の利用期間中に限り、オンライン受講によって修学機会の確保につながる可能性がある。そのため、オンライン（同時双方向）での受講（出席）を認めてほしい

申請内容に対する検討状況

- BHEにおいて学生の機能障害と根拠資料、対面授業参加の社会的障壁などを検討した。また、教育組織長に対して本質変更不可に関する繰り返しの説明と確認をBHEより行い、配慮内容について合意形成した

オンライン受講の提供状況

- 対面授業と並行してオンライン（同時双方向）で参加するハイブリッド形式
- 対面授業を録画したもの、または既存の録画データを提供するオンデマンド形式
- 希望した全ての授業で提供し、定期的なオンライン面談やメール等で、受講状況等を確認した

合理的配慮としてのオンライン受講申請 対応例1

学生からの感想

メリット・利点

- 同時双方向だとどうしても受講できない授業（例：リハビリのタイミングにより当日リアルタイムでは受けられない等）も適宜、オンデマンドとして対応してもらえたことは非常にありがたかった

デメリット・課題

- 対面だと不要かもしれない「出席確認のために課題を課されること」は負担だったが、「まあ課題は出したから単位はもらえるだろう」というような変な安心感があった
- その他：シラバスで出席点の比重が低い授業は後回しにする等をリハビリ施設の人と検討して対応していた

合理的配慮としてのオンライン受講申請 対応例2

障害種別（機能障害）

- 病弱・虚弱

申請内容の要旨（対面授業の参加における社会的障壁）

- 四肢・体感筋力低下と易疲労により自宅からの移動を伴う対面授業への参加や、長時間着席して姿勢を保持した状態での受講が困難である。症状には日内・日間変動があり、対面授業にどの程度の時間、参加し続けられるかを事前に予測することが難しい状況にある。対面授業に参加できた場合でも体力低下により著しく体調が悪化する可能性がある。一方で、オンライン（同時双方向またはオンデマンド）での授業受講であれば身体への負荷が少ない状態で修学が可能である。そのため、オンライン（同時双方向またはオンデマンド）での受講（出席）を認めてほしい

申請内容に対する検討状況

- BHEにおいて学生の機能障害と根拠資料、対面授業参加の社会的障壁などを検討した。また、教育組織長に対して本質変更不可に関する繰り返しの説明と確認をBHEより行い、配慮内容について合意形成した

オンライン受講の提供状況

- 対面授業と並行してオンライン（同時双方向）で参加するハイブリッド形式
- 対面授業を録画したもの、または既存の録画データを提供するオンデマンド形式
- 学生本人の第一の希望はオンデマンド形式による受講であったが、双方向性が求められる授業についてはオンライン（同時双方向）が適切である旨、大学側より提案され、本人も納得して受講した。実習の授業については現地実習には対面で参加し、事後学習はオンライン（同時双方向）で参加できるように調整した

合理的配慮としてのオンライン受講申請 対応例2

学生からの感想

メリット・利点

- **授業の参加**：オンライン受講によって、安定して授業を受けられるようになったということが一番嬉しかったです。対面だといつ受けられなくなるかという不安があり、休学も視野に入れていました
- **治療との両立**：オンライン受講がなければ、病院に通ったりすることも難しかったと思います。入院をして治療をするということもできたため、身体の治療も十分に行うことができました
- **ゼミでの活用**：現在もゼミでは体調が良い時は対面で、難しい時はオンラインでというようにご対応いただいているため、体調管理がしやすく助かっています

デメリット・課題

- **音声等のトラブル**：オンラインの受講では授業によって対応が異なるため、一部の授業では音声が聞き取りづらかったり、黒板が見えないということが多々ありました（授業中は先生にご相談しても、音声・チャットともに気づいてもらいにくいいため、その場での対応が難しい）。授業によってはマイクを準備してくださり声を聞こえやすくしてもらったりできました。自分でカメラの向きを変えられたらとても便利だなと思いました
- **質問のしにくさ**：先生や他受講生と雑談のように少しお話しするということができず、質問等もしにくい環境ではあったと思います。しかし、必要な時にはメール等を使用してやり取りをできた点はよかったです

まとめと個人的見解

シラバスと合理的配慮

- 第二次まとめで指摘される「シラバス」に関する事項は障害学生に関係なく重要な内容である
- 一方で、障害学生の合理的配慮における手がかりとしての「シラバス」にはまだ工夫や改善の余地があり、障害学生支援の観点から日本の「シラバス」のあり方についても一層の言及が必要ではないか

オンラインと合理的配慮

- 米国の大学ではOCR Letterを契機にして、オンライン受講の申請に対して、大学がどのように対応するかを学生に示している（ただし、適用は限定的）
- 一方、日本はOCRのような機能が十分でなく、かつ、全国的な見解がないため、日本の大学等の中では「通学制」や「大学等の決まり」といったルールにより対話プロセスが拒否されている場合もあるのではないか
- 不断の建設的対話が合理的配慮の根幹にあるのであれば、オンライン受講のみ対話が拒否されないようにしなければならないのではないか